

東大安田講堂四十年

水谷 早人

日本福祉大学

二〇〇九年は、一九六九年一月十八―十九日の東京大学安田講堂事件から四十年を数える。安田講堂の学生によるバリケード封鎖と機動隊による封鎖解除の「攻防戦」は、一九六〇年代から七〇年代前半にかけて全国にひろがった大学紛争の象徴的事件であった。当時を回顧した番組「東大落城―安田講堂三十六時間の攻防戦：四十年目の真実」も今年一月に放映され、それを見ながら当時の学生たちのあの怒りとは一体何であったのだろうか、と改めて考えさせられた。

紛争に関わった当事者の回顧を一瞥する限りでは、「青年の人格にまともに向き合わない大学教育の問題」（島泰三、二〇〇五）が底流にあることを、今日的な課題として受け止める必要があると思われる。それを基底にしつつ、ベトナム反戦・同時期の世界学生運動の激動・「新左翼」という一連の政治運動に、かつてなく広範な学生が参加していった。

当時と現代の学生と比較して、一九六八年時点で大学・短大

進学率が十九・二％（二〇〇八年五十六・二％、専修学校を含めば七十八％）という数値から、彼らは同世代の青年のなかでもなお「エリート」層に属していたとみることできる。しかし、あの時代の平均的學生像として「学生運動への参加」「体育会系クラブ・文科系クラブへの参加」「時間つぶし」「学習」とされる行動パターン（溝上慎一、二〇〇二）というレベルでは、現代学生とさほどの大きな差異はない。これ以降の進学率が基本的に右肩上がりである点からすれば、今日のユニバーサル化を迎える大学教育の様々な起点的課題を、学生たちから突き付けられていたとみるべきであろう。

紛争後、個別大学で具体化した改革は、教育方法の改善と学内民主化である。前者はマスプロ授業への反省から少人数ゼミナールの増加やカリキュラム上の柔軟性が加味された。後者では、学長・部局長への選出過程に学生や大学職員層の参加という動きがあった。大学の意思決定への学生参加はこの時期国際

的動向であり、フランス、ドイツでは法制化された。しかし日本は文部省が終始限定的態度を崩さず、紛争収拾を目的とした「大学の運営に関する臨時措置法」において、「当該大学紛争にかかわる問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学学生の希望、意見等を適切な方法においてきくように努め」るもの（第三条第三項）とした。「ふさわしい領域」とは、文部省によれば、学生の課外活動、福利厚生事業、修学環境の整備等であった。（大崎仁、一九九九）

改革による紛争の「沈静化」のなかで、そこに内包されていた思想的課題をラディカルに提起したのは中野実の「反大学論」であった。——当局の論理はほぼ次のように粗描できる。「学び問う」者として学生と教授のあいだにはなんら差異はない。学生も大学構成者であり、その権利と責任を保持する。それ由、学生の大学管理機構への参加は当然である。しかし「学び問う」者としては差異はないが「プロとしての専門研究者なしいは教育者」として「知的リーダーシップ」を持つのは教授である。だから講座の最終責任者はR大学法学部の教授とする。〃 学生を抱き込み、参加させることにより、より本質的な大学の問題をかくすのは当局の常套手段であるのだが、すなわち「知的リーダーシップ」の「知」のあり方を全く問わない姿勢がそれである。（中略）しかし次のような姿勢が貴重な萌芽ではなかったのか。『学生参加のカリキュラムを！』ではな

く教育秩序の前提、基盤であり固定化している教えー教えられの関係、評価ー被評価関係を形骸化していくものであったと思う。それは同時に、我々自身の教育観、思考方法、批判主体として己が問われているということである。——（「大学論序説」一九七五から）

中野が在学中に取り組んだ「自主講座」運動のような目的意識化されたものでなかったにせよ、学生自身による自主ゼミやピア・ラーニングは、学生自治組織を支える基盤として近年まで機能していた。私が勤務する日本福祉大学（愛知県）では、一九八〇年代後半まで、一年次演習「現代と学問」において毎回の授業前後に上級生のオリター（オリエンテーション・サポーター）の略か）がクラスに入り、サークル、履修登録や学生生活全般にわたる新入生の不安・疑問に答え、オリエンテーション合宿準備支援も行っていた。オリターは二年次演習クラスの自治会代議員から選任され、その養成は学生自治会が担っていた。代議員会は月一回定例化され、学生大会や大学祭への参加を組織していた。自主的なサブゼミナール活動は、正課授業のゼミよりも出席率がよく、欠席しがちな学生への連絡が手分けして行われていた。オリターの指導モデルから学び、自主活動における学生間の循環システムが形成されていた。このような活動を展開した一年次クラスの学生たちが、二十年経つ今日でもクラス独自の同窓会名簿を更新していることに驚かされ

る。この事実から、大学という存在は時間的空間的に彼ら彼女ら自身の自主的な学習コミュニティのなかにこそあるのだと、教えられる。

中教審「学士課程教育」答申(二〇〇八年)に指摘がある「双方向型学習」「体験活動を含む多様な教育方法」など、正課カリキュラムにおいて主体的能動的な学びを引き出す教授法や学習プログラムが大学に生まれつつある。かつて文部省により「学生参加にふさわしい領域」とされてきた「厚生補導」を所管する学生部では、「学生支援」という用語が今日多用されている。

二〇〇八年度文科省による競争的資金採択を受けた「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」のポスターセッションを一覧すれば、そこに共通するコンセプトとして、ピアサポート養成、教職員による学生の自主的活動支援コミュニティの創出、そのための教職員研修が、それぞれの大学の教育の特色に合わせた形で展開されている。

現代の大学と学生をめぐるこうした一連の動向を、東大安田講堂四十年に遡り振り返って考えると、中野のいう「学生参加のキャリアラム」レベルになお留まったものとはいえないだろうか、という疑問を拭うことはできない。現代から未来へと向かう学生の目線から、深く時代の先を読み解く努力の営みを通じて、より本質的な「プロとしての専門研究者ないしは教育者」としての「知的リーダーシップ」のあり方を問い直し、若者に

とつての学びの拠点たりうる大学の新たな内実を形成させることが求められている。大学紛争時、機動隊とともに大学当局の盾となって学生の前に登場した大学職員は、その後の改革において学生以上に大学運営への参加を果たし実現していった。大学民主化の進展のなかで学生と同伴者であった大学職員には、紛争において提起された学生参加の思想を、文化的に深く理解し実践する責務がある。本誌今号のテーマとする「大学職員の仕事を考える」にあたって、この歴史的使命を欠かすことはできない。設置基準にいう「FDの義務化」は、教員だけに課せられたものではない。FDとは、大学における「教授実践」の文化や価値観を変えることである(飯吉透)。来るべき時代と社会に求められている「知的リーダーシップ」のあり様を市民的立場に立脚して具体的に提示し、学生自身の手になるラーニング・コミュニティの新たな「再構築」「再生」のために、学生の護民官であり同伴者として、組織的・思想的に大学および教授実践の文化・価値観を変革する業務実践が職員の仕事である、ということができないのではないだろうか。